

## 「平成 31 年度地域伝統芸能等保存事業 映像記録保存事業」 実施に際しての注意事項

事業の実施にあたっては、「平成 31 年度地域伝統芸能等保存事業 映像記録保存事業 助成要綱」（以下「要綱」という。）及び「平成 31 年度地域伝統芸能等保存事業 映像記録保存事業 留意事項」（以下「留意事項」という。）のほか、以下の点についてもご留意ください。

### 1 助成の表示について（要綱 5）

成果物の映像中（冒頭または末尾）に、必ず助成の表示をしてください。

成果物が複数枚となる場合は、全てのディスクに表示をしてください。

なお、表示がなかった場合には、原則として当該成果物の作成にかかった経費を助成対象経費としないものとします。

**表示例** 「助成：一般財団法人地域創造」「助成：（一財）地域創造」

### 2 著作権の帰属と表示について（要綱 6、留意事項 4）

事業の実施にあたっては、取材協力者や出演者等に対して、映像記録の著作権が実施市区町村と一般財団法人地域創造に帰属すること、映像記録はこれらによって所定の場所で使用されること（インターネット上での公開を含む。）等、著作権処理を必ず明確にしてください。

また、成果物（映像中、本体、外装等）に、必ず著作の表示をしてください。

**表示例** 「著作権：〇〇市、一般財団法人地域創造」

「本作品の著作権は、〇〇市および（一財）地域創造に帰属します。」

### 3 企画・編集について（留意事項 2・6）

成果物の映像記録は、活用目的やその後の活用方法を吟味し、目的に沿ってわかりやすいものとなるよう、シナリオ（台本）を作成し、ナレーション等による解説、BGM、効果音、CG等を適宜挿入してください。その場合、専ら当該団体の広報ビデオ等にならないよう留意してください。

### 4 収録時間について（留意事項 6）

本編については、原則 30 分程度となるよう編集してください。ただし、収録時間が 30 分程度では当該伝統芸能等の意義・特色等が十分理解できない場合等には、必要に応じて適宜調整できるものとします。

ダイジェスト版については、3 分程度となるよう編集してください。なお、複数の演目を収録している場合は、全体で 3 分程度としてください。

## 5 映像記録の配布について（留意事項7）

実施市区町村は、作成したDVD等をダビングして配付する場合には、配付先を地域創造に報告することとします。

また、有料での配付については、事前に配付先・数量・単価・配付方法を地域創造に報告することとし、ダビング・配布が実施市区町村主導によるもので、その価格がダビングに要する経費の実費弁償分相当額と認められる場合のみ、これを認めます。

## 6 収録データの保管・利活用について（留意事項8）

本事業は、事業を実施したことによる継続性を重視しており、今回の成果物の作成のみを目的とするものではありません。特に、今回の製作過程における収録データ（元素材）はその資料価値が極めて高いことから、必ず実施市区町村で保存し、事業後も地域伝統芸能等の保存・継承に活用してください。

## 7 事業の変更について（要綱4（4））

事業内容や助成対象事業経費等に変更が生じた場合は、速やかに「変更承認申請様式」等を、直接地域創造へ提出してください。

## 8 事業の報告について（要綱4（5））

事業完了後60日以内又は平成32年4月15日のいずれか早い日（必着）までに、「実績報告様式」等を、直接地域創造へ提出してください。

様式等の作成に際しては、助成対象事業経費（要綱3（2））に十分留意し、支出の日付、支払者、内容（明細）、金額等が確認できる証拠書類（契約書、請求書、領収書、支出伺い、振替伝票等）の写しを全て添付してください。

なお、要綱等に定めのあるもののほか、随時、必要な資料や書類の提出をお願いする場合がありますのでご承知おきください。

## 9 助成金の交付について（要綱4（7））

助成金は、提出された実績報告に基づいて審査し、助成金額を確定します。

なお、交付時期については、事務の都合上、様式等提出日から時間がかかる場合もあります。